**町有地売却実施要項**

１ 売却物件 上富田町朝来字飛曽川３８２７番１２

　　　　　　　　　　宅　地　　３４４．４０ ㎡

　　　　　　　　　　売買額　　４，４８０，０００円

２ 売却方法及び売却者の決定方法

　　 公募を行い、先着順の書類審査等により売却者を決定します。

３ 申込者の資格（次の要件のすべてに該当する方に限ります。）

1. 成年被後見人、被補佐人、準禁治産者及び破産者（復権を得た者は除く。）でないこと。
2. 町税等の滞納がなく、売買代金の支払いが可能な個人（共有名義の申込みは可）又は法人

４ 申込方法等

（１）受付期間 随時募集

　　　　　　　　　　受付は平日のみとなります。

（２）申込方法　　別添「町有財産購入申込書」等に記入の上、上富田町役場に

直接持参のこと。

（３）必要書類 　別途指示します。

（４）受付場所　　上富田町役場　建設課　管理班

５ 申込みの条件

（１）現地説明会は行いませんので、申込み前に、現地を十分確認してください。

（２） 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となることがあります。

（３）売買契約及び登記は、町有地購入申込書に記載された名義で行います。

６ 売買契約及び代金の支払方法

　　 売却決定者となった方は、町と売買契約を締結し、契約締結の日から６０日以内

に町が発行する納入通知書等により町の指定金融機関等で納めていただきます。

1. 売買契約の条件

売買契約には、売買物件の使用する用途を条件として付す場合があります。

1. 必要書類

①売買契約書

②住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

③登録免許税

④収入印紙（契約書貼付）

⑤その他町で提出を求めた書類

1. 所有権の移転等
2. 売買代金の納入があった時に所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
3. 土地の引き渡しは現況での引き渡しとなり、所有権移転後は損害賠償請求その他一切の責任を町は負わないこととします。
4. 所有権移転登記の嘱託は町が行います。
5. 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

７ 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。

1. 売買代金を指定日までに納入しない時。
2. その他契約に違反した時。

**町有財産購入申込書**

令和 年 月 日

上富田町長　奥 田 誠 様

住所又は所在地

　　氏 　　　　 名 印

　　電 話 番 号

町有財産の購入について、申込み資格条件や内容等を承諾の上、申込みいたします。

申込物件

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 上富田町朝来字飛曽川３８２７番１２ |
| 面積 | ３４４．４０ ㎡　（１０４．１８坪） |
| 購入価格 | ４，４８０，０００円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　年　月　日 |  |

同　意　書

　私は町有財産購入申込書を提出するにあたり、上富田町普通財産売払事務取扱要綱第５条第６号の規定に基づき、私の納税状況を確認することに同意いたします。

　年　　月　　日

上　富　田　町　長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申  込  者 | 住　　所 |  |
| フリガナ  氏　　名 | 印 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 税 務 課 確 認 欄 |
|  |